

法人 春日部

第 69 号

(平成 8 年 6 月号)



社団法人 春日部法人会

春日部市大字樋堀 369-4 春日部商工会館内
TEL 048(761)3551 FAX 048(752)8244



岩槻市の表玄関完成

〔わ が 町〕

岩槻市の表玄関完成

岩槻駅東口再開発事業が完成しました。再開発ビルは東館、西館の2棟から成り「ワッツ」の愛称がつけられました。

商業の核としての東館は5万2,500㎡、「サテイ」をキーテナントとして、地元専門店、公共駐車場等があり、西館には、住民票や印鑑証明等を発行する市民コーナー、図書館、物産展示コーナー、研修室、キャッシュサービスコーナー等が設けられています。

駅前には広い歩道とモータープールが出来て、新設されたロータリーの中では、からくり人形時計とブロンズのオブジェが利用者を迎えてくれます。

(岩槻市広報課)

全国 131万社
の仲間がみんなのために活動しています。



税務署だより

平成8年度税制改正における消費税の改正の概要

平成8年度税制改正において、限界控除制度及び簡易課税制度が改正されました。

1. 限界控除税額の計算方法が変わりました。

(1) 平成9年3月31日までに終了する課税期間の限界控除

平成8年4月1日から平成9年3月31日までの間に終了する課税期間に係る限界控除税額は、次の②の計算式により算出した金額となります。

ただし、「消費税課税事業者選択届出書」の提出により課税事業者となっている者(基準期間の課税売上高が3,000万円以下の事業者に限ります。)及び従来の方法(次の①の計算式)により算出した限界控除税額が10万円以下となる事業者については従来どおりです。

① 従来による限界控除税額の計算

$$\left[\begin{array}{c} \text{限界控除} \\ \text{税 額} \end{array} \right] = \left[\begin{array}{c} \text{限界控除} \\ \text{前の 税 額} \end{array} \right] \times \frac{5,000\text{万円} - \left[\text{課税売上高} \right]}{2,000\text{万円}}$$

(注) 課税売上高が3,000万円未満の場合には3,000万円として計算します。

② 限界控除税額の調整計算

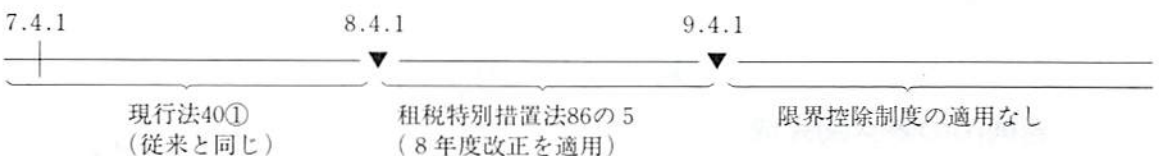
$$\left[\begin{array}{c} \text{限界控除} \\ \text{税 額} \end{array} \right] = \left[\begin{array}{c} \text{調整前の限} \\ \text{界控除税額} \end{array} \right] \times \frac{\left[\begin{array}{c} \text{8年3月までの} \\ \text{月 数 (X)} \end{array} \right]}{12} + 10\text{万円} \times \frac{\left[\begin{array}{c} \text{8年4月以後の} \\ \text{月 数 (12-X)} \end{array} \right]}{12}$$

(2) 改正法の適用関係

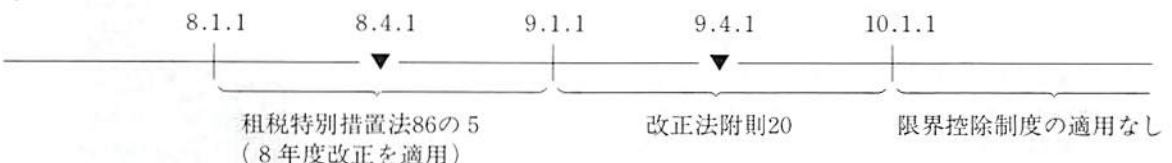
上記の改正(租税特別措置法第86条の5による改正)のほか限界控除制度は、昨年の改正(法人春日部第62号平成7年4月発行号参照)により、平成9年4月1日以後に開始する課税期間から廃止することとされ、また、同日前に開始し、同日以後終了する課税期間については、10万円を基準として計算した金額を限界控除額とする経過措置が設けられています(改正法附則20)。

租税特別措置法第86条の5又は改正法附則20条の適用関係は次のようになります。

① 3月31日決算法人の例



② 12月31日決算法人の例



2. 簡易課税制度のみなし仕入率が改正されます。

(1) 第五種事業のみなし仕入率は50%

簡易課税制度のみなし仕入率について、現行の第四種事業のうち、不動産業、運輸通信業、サービス業を第五種事業とし、そののみなし仕入率を50%（現行60%）とすることとされました。

このため、簡易課税制度のみなし仕入率は現行の4区分から次の表のとおり5区分になります。

事業区分	のみなし仕入率	該当する事業
第一種事業	90%	卸売業（他の者から購入した商品とその性質及び形状を変更しないで他の事業者に対して販売する事業）をいいます。
第二種事業	80%	小売業（他の者から購入した商品とその性質及び形状を変更しないで販売する事業で第一種事業以外のもの）をいいます。
第三種事業	70%	農業、林業、漁業、鉱業、建設業、製造業（製造小売業を含む。）、電気業、ガス業、熱供給業及び水道業をいい、第一種事業又は第二種事業に該当するもの及び加工賃その他これに類する料金を対価とする役務の提供を行う事業を除きます。
第四種事業	60%	第一種事業、第二種事業、第三種事業及び第五種事業以外の事業をいい、具体的には、飲食店業、金融・保険業などです。 なお、第三種事業から除かれる加工賃その他これに類する料金を対価とする役務の提供を行う事業も第四種事業になります。
第五種事業	50%	不動産業、運輸通信業、サービス業（飲食店業に該当する事業を除く。）をいい、第一種事業から第三種事業までの事業に該当する事業を除きます。

なお、この改正は、平成9年4月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

【改正後の仕入控除税額の計算方法】

簡易課税制度による仕入控除税額の計算において、例えば、特定の一事業に係る売上高の占める割合が75%以上である場合には、当該特定の一事業に係るのみなし仕入率を適用できることとする、いわゆる「75%ルール」や、課税売上高の事業の種類ごとの区分などについては、第五種事業が加わったことに伴う適用区分の変更など所要の改正はありますが、基本的な仕組みはこれまでと同様です。

(2) 簡易課税制度の改正に係る経過措置

のみなし仕入率の改正は、平成9年4月1日以後に開始する課税期間から適用されますが、次の経過措置が設けられています。

平成8年9月30日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出した事業者は、平成9年4月1日以後に開始する課税期間であっても届出書に記載した「適用開始課税期間」の初日から2年を経過する日までの間に開始する課税期間については、第五種事業とされる事業についても、改正前と同様に第四種事業として仕入控除税額の計算を行うこととされています。

なお、この場合でも、その後の課税期間からは、第五種事業として計算を行うこととなります。

(注) 平成8年10月1日以後に、「消費税簡易課税制度選択届出書」を新たに提出した事業者は、平成9年4月1日以後開始する課税期間についてすべて改正後ののみなし仕入率が適用されることとなります。

第13回定期総会開催

平成8年5月23日 PM1:30～
春日部市民文化会館・大会議室

第13回定期総会が272名の会員出席のもと盛大に開催された。

第一部は、フジテレビニュースキャスター・黒岩祐治氏による「どうなる日本」との演題による記念講演。フジテレビで日曜午前7時30分より放送されている看板番組「報道2001」より得た豊富な話題・裏話も交え、政界の再編成・政局の行方等を解説され、満場の会員も熱心に耳を傾けた。

第二部総会は春日部税務署・春日部県税事務所・春日部市市役所他多数の友誼団体よりご来賓をお迎えし、午後3時30分より開会された。司会の前田副会長より、この総会が有効に成立している旨披露の後、新井副会長の開会のことば、次に斉藤会長より挨拶を兼ね前年度の実績と今年度の抱負が述べられた。引続き会長が議長に選任され下記議案が審議された。

第一号議案 「平成7年度事業報告及び収支決算承認に関する件」

第二号議案 「平成8年度事業計画(案)及び収支予算(案)承認に関する件」

厳しい環境下、前期は実質赤字決算であったが、今年度は会費の値上げもせず、なお一層の効率化・リストラを図りながら難局を乗り越えたい旨の説明があった後、両議案とも満場一致で承認された。

続いて、春日部税務署長感謝状贈呈、(社)春日部法人会会長表彰及び感謝状贈呈が行われた後、ご来賓の草間春日部税務署長、伊藤春日部県税事務所副所長、宮野春日部市助役の方々よりご祝辞を頂戴した。

次に大同生命より当社団に対し、大型保障制度に関する感謝状及び推進協力金の目録が贈呈され、松永会長の閉会のことばにより総会は無事終了した。

第三部懇親会では和やかに歓談され、午後6時30分行事をすべて終了した。

表彰受表彰者名簿

(敬称略)

春日部税務署長感謝状

地区会名	氏名	法人名
鷺宮	竹井利光	(株)タケイ
幸手	秋谷昭子	(株)アキ
蓮田	木村孝子	木村観光バス(株)
杉戸	高橋和美	(株)伏見屋

財団法人全国法人会総連合功労者表彰状

宮代	中村良正	中村建設(株)
白岡	福田潔	(有)福田呉服店

社団法人埼玉県法人会連合会会長表彰状（会員増強運動特別功労）

岩	槻	内 藤 晴 助	内 藤 輪 業 (株)
---	---	---------	-------------

社団法人春日部法人会会長表彰状（高加入率達成）

金 賞	庄和地区会	久喜地区会			
銀 賞	栗橋地区会	幸手地区会	杉戸地区会	岩槻地区会	
銅 賞	鷺宮地区会				
努力賞	春日部地区会				

社団法人春日部法人会会長感謝状（退任役職員）

岩	槻	内 田 敏 夫	岩槻地区会事務局
---	---	---------	----------

社団法人春日部法人会会長感謝状（法人会活性に貢献）

春日部	佐藤至廣	(株)サンライト建設	宮代	秋場清	秋場不動産(株)
"	松田進	(株)松田商事	白岡	黒須佐智子	クロス礦油(株)
岩槻	河津君江	(宗)浄源寺	菫蒲	中村長利	(株)中村印刷
"	吉岡龍司	吉岡ビル(有)	栗橋	遠藤政和	セイワ化成工業(株)
久喜	井野文男	(株)総合計画	鷺宮	飯島利昭	(株)いいじま
"	依田英男	(株)あさひ銀行久喜支店	杉戸	町由野	(有)興正空調工業
蓮田	十川克己	(有)さどや	庄和	田口義男	(株)田口土木
幸手	秋谷昭子	(株)アキ			

社団法人春日部法人会会長感謝状（福利厚生制度推進の功績）

1. 大型保障制度新規加入目標達成
（150%以上）宮代地区会・岩槻地区会 （100%以上）鷺宮地区会・幸手地区会・久喜地区会
2. 大型保障制度新規加入多数
岩槻地区会・春日部地区会・宮代地区会・幸手地区会
3. 大型保障制度役員新規加入多数
宮代地区会・幸手地区会・久喜地区会
4. 大型保障制度推進に貢献

幸手	栗原孝吉	(株)栗原金物	幸手	岸田康男	(株)武蔵野銀行幸手支店
宮代	中村良正	中村建設(株)	"	長谷川益夫	(株)栃木銀行幸手支店
鷺宮	永野光夫	鷺宮町商工会	宮代	中島福治	(株)野口建設
白岡	井上堅一	(株)井上工務店	白岡	水村広太郎	(資)水村商店
岩槻	松永功	(株)松永建設	庄和	岩井勇	(株)三和文具
久喜	森田孝	(株)埼玉団扇			

5. 大型保障制度推進員

西村しづ子 瀬川滋子 嶋田京子 時澤やよひ

総会スナップ集



ご来賓席



執行部席



祝辞 草間孝 春日部税務署長



齊藤会長あいさつ



税務署長感謝状贈呈



法人会長表彰状贈呈



大同生命より感謝状、目録受領



記念講演 黒岩祐治氏

第1回理事会開催される!

第1回理事会が5月7日、春日部商工会館に於て、春日部税務署より川上副署長、田中法人部門第一統括調査官のご臨席のもと開催され、以下の事項が審議されました。

1. 平成7年度事業報告・決算報告について
2. 平成8年度事業計画(案)・予算(案)について



春日部税務署 川上副署長あいさつ



委員会報告 森田組織委員長

地区会だより

〈幸手地区会〉

幸手地区会では、3月27日鬼怒川温泉ホテルに、メンタルエデュケーション代表、鈴木康央氏を講師に招いて「迫りくるマルチメディア時代」と題しての講演会を開催しました。講演は約2時間に及びましたが、情報化社会の中での企業経営は今後このように変わっていく、という具体的な例を挙げながらのお話にて、参加した会員は興味深く耳を傾けておりました。又、講演会終了後には、この日来賓としてご出席の春日部税務署法人第1総



講師 鈴木康央氏



第1総括出席 和田安弘様

括出席・和田安弘様からは税制改革案の説明につづいて、さきの講演に関連したパソコンについていろいろと参考になるお話しまでしていただき、たいへん有意義な研修会となりました。

〈杉戸地区会〉

杉戸地区会では5月13日(月)役員会が開催され、それに先だって業務並びに会計について監査が行われた。これは地区総会の提出議案の検討と言うことで十分な審議が行われて、杉戸地区会の定期総会は5月27日と決定された。(砂川祐亮記)



地区会監査 杉戸町商工会館にて

『埼玉県連 青年部会・女性部会 全単位会設立記念式典』 =会長以下9名参加！

春日部地区会 青年部 佐藤松夫

社団法人埼玉県法人会連合会主催による青年部会・女性部会の全単位会設立記念式典が4月22日(月)大宮のラフォーレ清水園に於いて盛大に開催されました。

春日部からは齊藤会長、竹ノ内前青年部会長を始め、青年部会3名、女性部会3名と松岡事務局長の9名が参加致しました。式典の中で岩谷女性部会長が県外研修会などについて、又、多ヶ谷青年部会長は青年の集いの内容などについて力強く事業の発表がありました。

記念講演は岡登幸夫氏が「彩の国」埼玉のまちづくりとのテーマのもとで埼玉県プロジェクト計画の概要についての説明がありました。

祝賀会は、挨拶や、祝辞などもありましたが、お酒に美味しい料理と、そしてマジックショー、さらに10数名の大宮の美しいコンパニオンと大変すばらしい企画でした。『感謝』。

各単位会の友好を深めると共に今後のさらなる活躍を確認し合うすばらしい場となりました。



伊地知県連会長あいさつ



多ヶ谷青年部会長の発表



服部全法連 岩谷 土屋 秋谷
事務局長 部会長 副部会長 副部会長

新入社員研修会開催!!

平成8年5月15日(水) PM 1:30~5:00

春日部商工会館 3F 大会議室

講師：A I U 保険リスクマネジメント部

この研修会は当社団で初の試みとして行った従業員向けの研修です。当日は新人～中堅社員に至る幅広い層より36名にご参加頂きました。これも経営者の皆様方の人材育成に対する感心の高さを示すものと思料致します。

開講にあたり、萩原良咲研修委員長の挨拶、A I U 保険会社の皆様の紹介後、本日のカリキュラムに基づき講義が進められました。グループ実習においてチームワークの重要性を身をもって体験後、ビジネスマナーの知識とスキルをロールプレイングで実践練習し、最後は実務文書の書き方を学び、この研修への参加報告書を作成してもらいました。

参加者の皆様は、始めの内は緊張していましたが、グループでの自己紹介、グループワークの進捗につれて固さもとれ、持前のフレッシュさを発揮し、意欲的な活動を展開しました。翌日より実

社会で更なる実践を重ね、立派な社会人に成長することをご期待致します。

今回の研修会は参加者の皆様よりご好評を頂いたものと思料し、今後も毎年継続して実施していく方針です。又中堅社員、経理実務者講座等の続編も計画致したいと思います。会員の皆様より奮ってご参加をお願い致しますと存じます。

(研修委員会)



講師 A I U リスクマネジメント部井口氏 受講の皆様

土地譲渡益課税や有価証券取引税が軽減

法人会の平成8年度 税制改正要望で実現 した主な事項

1. 土地譲渡益課税 土地等の譲渡益に対する税率等が次のとおり軽減されました。

(1) 個人の土地等の長期譲渡益課税の税率引き下げ

・4,000万円以下の部分 32.5%→26%

・4,000万円超8,000万円以下の部分

39%→32.5%

・8,000万円超の部分 39%（現行と同じ）

(2) 法人の土地譲渡益に対する特別課税制度の軽減

・長期（5年超）所有土地等の追加課税

10%→5%

・短期（5年以下）所有土地等の追加課税

20%→10%

・超短期（2年以下）所有土地等の課税制度

分離課税方式から追加課税方式に改正し

30%→15%

（基本事項）

2. 有価証券取引税 有価証券取引税の税率が0.21%（現行0.3%）に引き下げられました。

（基本事項）

なお、上場株式の譲渡益課税については、個人が源泉分離課税を選択した場合の上場株式等の譲渡に係るみなし譲渡利益率が5.25%（現行5%）に引き上げられることとなりました。

3. 固定資産税の負担調整措置の拡充 固定資産税について、平成8年度の税負担を緩和するため、緊急臨時の措置として、宅地等にかかる負担調整率が別表のとおり緩和されました。（基本事項）

現行	8年度
1.05	→1.025
1.075	→1.05
1.1	→1.075
1.15	→1.1
1.2	→1.15
1.25	→1.2

4. 登録免許税 土地の登録

免許税について、課税標準を固定資産税評価額の40%とする措置を平成8年度においても継続する措置が講ぜられました。

（個別事項・法令関係）

5. 不動産取得税 宅地及び宅地比準土地（市街化区域内農地など）の取得が平成8年中に行われた場合においては、課税標準を固定資産税評価額の2分の1とする特例措置が講ぜられました。

（個別事項・法令関係）

6. 新規取得土地等に係る負債の利子の課税の特例 新規取得土地等に係る負債の利子の課税の特例制度（4年間損金不算入）について、適用除外とされる建物等の要件が次のとおり緩和されました。

(1) 建物については、現行の取得価額要件(3.3㎡あたり15万円以上)を廃止し、耐用年数が10年以下の簡易建物以外のものとする。

(2) 構築物については、耐用年数10年超（現行20年超）のものとする。（個別事項・法令関係）

7. 宿日直料の非課税限度額 宿直料や日直料の勤務一回についての非課税限度額が3,400円（現行3,300円）に引き上げられました。

（個別事項・通達関係）



味よし 色よし 香りよし
有機栽培
かすかべ銘茶

おづみ園

春日部市粕壁二丁目1-1
フリーダイヤル

(0120)11-4759

=官公庁・会社・工場用に格安好適品多数。お電話下さればサンプルお届けします=

西口ふじ通り店
武里団地中央名店街2階

ロビンソン百貨店名店街

藤塚店・牛島店

姫宮店・庄和店

法人会員皆さんの共済制度

法人会大型保障制度発足25周年キャンペーン

(平成8年4月1日～平成9年3月31日)

おかげさまで、昭和46年の制度発足から25周年を迎えることができました。当法人会の所属する埼玉県連全体では約1万3,000社が加入し、会員数に対する加入率も20%目前に迫るまでの制度となりました。主な特徴は次の通りです。制度未加入会員の皆さんは是非この機会にご検討下さい。

- ①最高4億円の高額保障です
- ②掛金は一定条件のもと全額損金算入できます
- ③返戻金を生存退職金の一部に使えます
- ④病気300日、事故730日の長期保障です
- ⑤ケガでの通院は1日目から支払対象です
- ⑥地震や津波も担保します

この機会に是非
ご検討下さい！

☆取扱会社 大同生命保険相互会社
A I U 保 険 会 社
☆お問合せ 春日部法人会事務局
☎048-761-3551

「がん」と「介護」、どちらの保険に入るべきか？やっぱり一番怖いのはがんじゃない？家族のことを考えたら、まず介護保険だろう。何と云っても日本は世界一の長寿国！がん死亡者数は交通事故の20倍！入院給付金が無制限らしいぞ。

社長は

つまり、
ダブルWで安心!

貯蓄性がある
保険がいいと言っていたぞ。家族は俺が守る……でも俺は誰が守ってくれるんだ？……。この会社もいよいよ生涯福祉の導入か！やっぱり私たち社員のこと、考えてくれるんだね。若い人ほど保険料が安いんだって。いそがなくなっちゃ!

法人会厚生制度
総合保障型
スーパーがん保険

保障例(ご契約1口につき/ご本人の場合)

診断給付金	一時金として	100万円
入院給付金(無制限)	一日につき	1万5千円
在宅療養給付金(無制限)	一退院につき	20万円
通院給付金	一日につき	5千円
死亡保険金		150万円

◎法人会会員企業の従業員・役員であれば、お一人からでもご契約になれます。◎社員への福利厚生制度としてご利用いただけます。
◎保険料は契約時の年齢が決まりますので、早めのご契約をおすすめします。◎退職されてもご継続できます。＊詳しくは、パンフレットで。

法人会厚生制度
スーパー介護定期保険

保障例(65歳満期・65歳全期払・100万円コース)

介護年金(無制限)	100万円
介護一時金	100万円
高度障害年金	100万円
高度障害一時金	100万円
死亡保険金	経過年数による所定の金額

●お問い合わせ
埼玉支社
〒331 大宮市桜木町1-9-1 三谷ビル8F
☎048(645)1245

●引受保険会社
 生きるために、生きる保険を。
アメリカンファミリー生命保険会社

第51回 春の女性 セミナーに参加して

久喜地区会女性部 土屋久子



平成8年4月11日、第51回春の女性セミナーが、毛利36万石の城下町萩市の萩本陣に於て、全国より500名の女性会員が参加して盛大に行われました。春日部法人会からは岩谷部会長始め9名という大勢が参加いたしました。

朝一番の電車にて羽田空港に向いましたが、途中車窓からは咲き満ちた桜が見られ、春爛漫の朝でした。エア・ニッポン 579便にて石見空港に着き、バスにて萩市に参りました。山陰の萩市も丁度桜が満開で、お花見をしながら松陰神社の脇を通り会場の萩本陣に到着いたしました。萩市の女性部の方々の歓迎を受けながら整然とした会場にて春の女性セミナーの講座が開かれました。第一講座はジャーナリスト江森陽弘先生の「高齢社会の実像と虚像」、第二講座はエッセイスト藤本統紀子先生の「輝いて生きる」のご講演を伺いました。江森先生は今や日本は長寿国、「何才迄生きました」のではなく、内容で勝負しなくてはならないと強調されました。お年寄りが寝たきりや痴呆症になった時には、家庭での介護が大変難しくなっている状況をご自分の体験など交えて色々お話になりました。又服飾家宇野千代先生は90才以上のご高齢にもかかわらずお客様に合せた着物やお洋服をお召しになるなどおしゃれ心を益々輝かせているとの事でした。

藤本先生も、日頃から感性豊かによりバランス感覚をもって毎日を明るく過すことが若さを保つ

もとであると話をされておりました。情熱を打ち込める仕事を持つことは幸せなんだと感じつつ、これからも女性らしい明るさで感性豊かに暮らすことが心と体の若さを保って、女性としての輝きを増すために大切ではないかと強く感じました。春日部法人会女性部の皆様と明るい気持ちで講演をお聞きする事が出来ました。

その後、懇親会がございました。広島局管内山口税務署長さん始め、島村萩法人会会長さん、服部全法連事務局長さん等のご挨拶がございました。全法連事務局長は社会貢献活動については3年位地道に活動をしていきたい、旨表明されました。お陰様で会員の皆様と友情を深め、心をリフレッシュして帰宅いたす事が出来ました。

地区会だより

春日部でお茶摘み体験

春日部地区会

毎年この季節に春日部市内牧「おづつみ園」の茶畑では、市内や近隣地域の主婦・子供などを対象として、茶摘み体験の企画が行われている。茶摘みの後は、この時期にしか食べられない「お茶の葉のてんぷら」や茶飯などを味わい、貴重な体験と楽しい一時を過ごす。

社長は、今期より計画される法人会の社会貢献活動の一翼となればと話している。



カレンダー・うちわ・名入タオル
各種贈答用品・一般印刷

株式会社 埼玉団扇

久喜市 TEL (0480) 21-0311(代) FAX (0480) 23-3212

＝想うがまゝ＝

その1

ひと
「ゴルフとは他人を喜ばせる
ことと見つけたり」

蓮田地区会
蓮田市商工会 前島芳範

ゴルフを始めたのは、私が28歳か29歳の時だった。したがって、かれこれ16～17年間のキャリアになるが、一向に上達する気配はない。

始めた当初は人並みに練習場に通って、それなりに一生懸命練習した。しかし、ここ数年はほとんどご無沙汰しているのだから当たり前のことである。

昨年、商工会で実施した生涯学習振興事業のゴルフ教室にも参加したが、いまだにブリペードカードの大半を残している始末である。

青空の下、きれいに整備された緑の芝生のうえで、ボールを追いかけて回すことはとても気持ちがいいものだ。

“ボールを追いかけて回す”といっても、野球やサッカーではなく私のゴルフのことである。歩く距離は少々長くなるが、日頃の運動不足解消には適当な運動量だ。

キャディさんの発する「ファー」の声や「お客さん、プレイングフォア」でお願いします。」の言葉にもすっかり慣れっこになった。

そんな程度であるから、人前で「趣味はゴルフです。」と言える代物ではないが、1度だけ間違

いがあった。

数年前、近所のソフトボール仲間と行った矢板カントリークラブのことである。

スタートホールから、バーディ、パー、バーディと快調に滑りだし、その後は、やや本来の調子を取り戻してしまったものの、なんとハーフ39ストロークだった。

「何だ、そのくらいのことか」と失笑をかうかも知れないが、私にとっては、初めての30台で、空前絶後のことである。

最近ではゴルフをすることもままならなくなって来た。

一般の家庭よりちょっと多めの4人の子供を抱えるわが家では、この先、自分のすねは細るばかりである。

たまの機会には「同伴競技者に迷惑をかけない範囲で、楽しいゴルフ」を心掛けている。スコアはあまり気にならなくなった。

ちょっぴり負け惜しみも含むが、私を上回る成績をあげて喜ぶ友人の姿を見ることも、また、愉快なものである。



一般建築、鉄筋・鉄骨造成工事

(有) 菊池建設

庄和町中野1573-5 TEL 048-745-1117 FAX 048-745-0749

＝想うがま＝

その2

「森の一樹」

鷺宮町地区会

株式会社 坂居一級建築士設計事務所 坂居花子

当社は、法人成りして以来、法人会会員として現在に至っています。当社といっても、世にいう三チャンならぬ二チャンと従業員たった1名のマニファクチュア的设计事務所ですが、これまでお引立て下さったお施主様には有難くて御礼を言いつくせない程の感慨があります。

中小企業の範疇に留まらない大規模な法人から当社のような超零細な法人までが構成員として集う会というのもユニークであり、このような多様な条件、業種、規模の会員を纏めていく会組織も希有のような気がします。それ故に他の大方の会員が象やタイガーの様に堂々として立派な中に、アリの様に弱小な当社も心地良く会員として1シートを占めさせて戴けるのだと感謝しています。

しかし、ここのところの経済の動きは、私のような世事にうとい者にも、小さな法人は、どうなのだろうという不安がよぎることがあります。こんな不安をすくい上げ、今後の道標を示してくれることを法人会に期待しているのです。

さて、かくいう設計事務所から多くの若者が巣立ち、各地で建築のロマンと共にあります。創業時、所長を支えた若者は、故郷で家業の建設業に従事しています。13年前に入社の社員も8年前に一級建築士となり、現在も在籍しています。他にも当社と縁のあった数人の若者が建築の道に真面目に取り組む折々の便りが、所長や私を幸福にしてくれます。

建物も人も、関わる人々の“真心”から出来上がるものようです。こんな風に、小さいなりに技術屋所長も頑張っています。

法人会に支えられてきましたが、借越ですが、こんな一法人も法人会を支えていると自負しています。

《厚生委員会だより》

1. 法人会大型保障制度発足25周年キャンペーン実施中

法人会の経営者大型総合保障制度は、昭和46年6月創設以来、経営者・幹部社員のための保障制度として高い評価をいただき、おかげをもちまして25周年を迎えました。発足以来、順調な発展を遂げ、加入企業数 226,686社、加入者数 505,613人(平成8年1月現在)に達しています。このたび25周年を迎えるにあたり、今後一層の制度内容の充実を期すとともに、更なる制度普及のため本年度にはいり25周年キャンペーンを展開中であります。

2. 「お手持ちの証券の整理」をお手伝いしております。

現在ご加入の生命保険を一覧表にして整理してみますと、煩雑になった保険証券も、複雑で難解な保険証券も、ありのまま把握でき一目で分かります。

★保障内容は十分か？

★入院保障は1日いくらか？

★保険料合計額は毎月どのくらいか？ etc.

お気軽に委託会社大同生命の厚生制度推進員へお申し付けください。



厚生委員会だより II

PL法施行後、賠償請求の様相が大きく変化しています。

〈例えば〉

1. 消費者がPL法について啓蒙され、賠償され、賠償請求への積極的な行動力と効果的なアプローチ
 - ・30万円(小額)でも弁護士を使う。
 - ・国民生活センターや消費センターに直ちに相談。
2. 弁護士が法律の強化に伴ない、ビジネスチャンスを作ろうと積極的にPL問題に取り組んできている。
3. 百貨店/スーパーは、被害者からの請求に直ちに示談。示談後、顧問弁護士を通じて問屋、輸入業者に強力に求償をしている。
4. 輸入製品の取扱説明書の不備を、欠陥として請求しており、直接製造に関連のない流通業者も苦しい立場となっている。

以上の様に消費者あるいはそれを守る弁護士の動きも変化しています。AIUの本年2月末迄の事故受付ベースは前年比250余%と激増しています。

未だ全国ベースでのPL保険の加入率は4%台と低調ですが、製造業者だけでなく、

販売業者も大いにかかわりあう「PL法」。これに対し、会員各位は十分な対応をされていますでしょうか？。

厚生委員会だより III

法人会福利厚生制度

『がん保険制度』とは……

平成6年の「がん」による死亡者は243,585人で死因のトップです。一方「がん」は早期発見・早期治療で2人に1人は治っています。しかし、入院・治療のためには、健康保険外費用など多額の自己負担が必要となります。その経済的負担から会員企業の従業員、そのご家族の方々を守るための制度が「がん保険制度」です。

特色・メリット

〈保険料〉 法人会の制度として集団料金を適用、法人契約の場合は損金処理が可能。

〈保障内容〉 入院給付金は日数、回数に制限なし。

～春日部法人会における実績～

加入会員企業数……1,131社

ご契約口数……5,212口

累計お支払総額……1億2,079万円

(平成8年4月現在)

うなぎ魚庄

蓮田市 本店 ☎048(768)2468 支店 ☎(769)1588 上尾店 ☎(775)3330